

2月8日(日曜日)は衆議院議員総選挙の日です 最高裁判所裁判官国民審査

1月23日に解散され行われる衆議院議員総選挙は、小選挙区選出議員選挙は「候補者名」を、比例代表選出議員選挙は「政党名等」を書いて投票します。同時に最高裁判所裁判官国民審査も行います。選挙には、「選挙公報」等を参考にして、よく考えて必ず投票しましょう。

令和8年1月

1. 選挙の日程

◎選挙期日の公示日 1月27日(火曜日) ◎投票日 2月8日(日曜日)
◎投票時間 午前7時から午後8時まで ◎開票(即日開票) 田原本町社会福祉協議会 大ホール 午後9時から

2. 投票できる人

- (1) 平成20年2月9日以前(平成20年2月9日を含む)に生まれた人。
(2) 令和7年10月26日以前(令和7年10月26日を含む)に住民票が作成され(他の市町村から田原本町に住所を移した人の場合は令和7年10月26日以前に転入届を提出し)引き続き田原本町で住民基本台帳に記録されている人。
上記(1)及び(2)の条件にあてはまる人は、投票日に田原本町内の指定された投票所で投票できますが他の要件により投票できない場合がありますので、詳細は町役場内選挙管理委員会までお尋ねください。

※選挙人名簿に登録されていないと投票できません。

3. 投票所入場整理券及び選挙公報・審査公報

選挙公報(小選挙区・比例代表の2種類)と審査公報(国民審査)は、自治会を通じて配布します。また、町ホームページでも掲載し、町役場等公共施設にも配置します。自治会に加入していない方には郵送しますので町ホームページをご覧ください。投票所入場整理券は、各世帯ごとに直接自宅へ封書により郵送します。投票日までに届かなかったり紛失したりした場合は、当日投票所受付へ申し出てください。

投票日までに届かなかったり紛失したりした場合は、当日投票所受付へ申し出てください。

急な選挙のため、投票所入場整理券の発送が遅くなりますが、ご了承ください。

4. 期日前投票制度・不在者投票制度を利用しよう

投票日当日、仕事や旅行等の用務があるなど、一定の事由で投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。投票所入場整理券の裏に、期日前投票宣誓書を印刷していますので、必要事項を記入のうえ、町役場内期日前投票所までお越しください。

また、選挙期日には選挙権を有するが、期日前投票をされる時点において満18歳未満の場合は、不在者投票の手続きにより投票ができます。

(県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、入院・入所している施設に申し出るとその施設で不在者投票ができます。)

5. 期日前投票の方法

- (1) 田原本町で期日前投票をされる人は、1月28日(水曜日)【国民審査は2月1日(日曜日)】から2月7日(土曜日)までの午前8時30分から午後8時まで田原本町役場内期日前投票所(田原本町役場1階アトリウム 田原本町890-1)で投票できますので、投票所入場整理券を持って(投票所入場整理券が届く前に期日前投票をする場合は不要です。)お越しください。
- (2) なお、2月7日(土曜日)は、町役場内期日前投票所に加えて、※田原本青垣生涯学習センター内1階視聴覚室(田原本町阪手233-1)においても、午前8時30分から午後8時まで期日前投票所を開設します。どちらででも期日前投票ができますのでお越しください。

※田原本青垣生涯学習センターでの期日前投票は、2月7日(土曜日)一日限りの開設となります。ご注意ください。

6. 不在者投票の方法

滞在地または郵便等による不在者投票をされる人は、至急請求は公示前でも可町役場内選挙管理委員会へお問い合わせください。

7. 郵便等による不在者投票制度

- (1) 身体障害者手帳を受けている人で、両下肢、体幹、移動機能の障害(1級若しくは2級)、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の障害(1級若しくは3級)、免疫、肝臓の傷害(1級から3級まで)の人等は、郵便等による不在者投票ができます。身体障害者手帳等を提示して町役場内選挙管理委員会で郵便等投票証明書の交付を受けてください。
- (投票用紙等の請求は、投票日の4日前【2月4日(水曜日)】までに町役場内選挙管理委員会へ申請・請求書等の書類を提出してください。)
- (戦傷病者手帳を受けている人も同様に郵便等による不在者投票ができる場合があります。町役場内選挙管理委員会までお尋ねください。)

(2) 要介護者の郵便等による不在者投票

介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が5と記載されている人は、郵便等による不在者投票をすることができます。これを利用するためには、あらかじめ介護保険の被保険者証を提示して町役場内選挙管理委員会で郵便等投票証明書の交付を受けてください。

(投票用紙等の請求は、投票日の4日前【2月4日(水曜日)】までに町役場内選挙管理委員会へ申請・請求書等の書類を提出してください。)

(3) 郵便等による不在者投票の代理記載制度

上記(1)または(2)に該当し、かつ身体障害者手帳を受けている人で、上肢または視覚の障害の程度が1級の人は、不在者投票に関する代理記載で投票ができます。これを利用するためにはあらかじめ身体障害者手帳を提示して郵便等投票証明書の交付を受けるとともに代理記載人(代理記載人になられる人は選挙権を有する人に限ります。)の届出等が必要です。(戦傷病者手帳を受けている人(特別項症~第2項症)も同様に代理記載制度により郵便等による不在者投票ができる場合がありますので町役場内選挙管理委員会までお尋ねください。)

(投票用紙等の請求は、投票日の4日前【2月4日(水曜日)】までに町役場内選挙管理委員会へ申請・請求書等の書類を提出してください。)

8. 点字投票・代理投票・コミュニケーションボード・投票支援カード

目の不自由な人は点字で投票することができます。また、病気やけがなどで文字を書けないために自分で投票できない人は、代理投票ができます。ご本人が投票所の受付に申し出てください。投票所にはコミュニケーションボードを用意しています。投票支援カードは町ホームページからダウンロードできます。

9. 投票用紙の色に注意しましょう

- (1) 衆議院議員は、{小選挙区選出議員選挙の投票用紙は、あさぎ色の用紙
比例代表選出議員選挙の投票用紙は、ピンク色の用紙}書き違いのないように気をつけましょう。

(2) 最高裁判所裁判官国民審査は、うぐいす色の用紙

- ・「やめさせた方がよいと思う裁判官」については、その氏名の上の欄に×を書いてください。
- ・「やめさせなくてよいと思う裁判官」については、何も書かないでください。

10. 投票所について

投票所の案内地図は、裏面にありますので参考にしてください。

11. 選挙についてのお問い合わせ

午前8時30分から午後5時まで、田原本町選挙管理委員会へ。

ダイヤルイン 34-2106番 (電話 32-2901番(代) 内線133番・134番)



投票日 2月8日(日曜日) 午前7時から午後8時まで

投票所案内地図一覧



第1投票所 田原本幼稚園 遊戯室	第2投票所 田原本中学校体育館	第3投票所 西八尾公民館
第4投票所 宮古公民館	第5投票所 西代公民館	第6投票所 北幼稚園 遊戯室
第7投票所 田原本町中央体育館 トレーニングルーム	第8投票所 味間公民館	第9投票所 宮森公民館
第10投票所 笠縫公民館	第11投票所 平野幼稚園 遊戯室	第12投票所 八尾公民館
第13投票所 南小学校体育館		

